

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年伊勢崎市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

附則第 9 項中「、第 1 0 条、第 1 1 条並びに第 1 1 条の 3」を「並びに第 1 0 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 号

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまで

の子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「(第19条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 3 号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市職員退職手当支給条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢崎市行政不服審査会条例の一部改正)

第5条 伊勢崎市行政不服審査会条例(平成28年伊勢崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成30年伊勢崎市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第35条及び第36条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 伊勢崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年伊勢崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第7項及び第8項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第8条 伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年伊勢崎市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第12条及び附則第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する

拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）（以下「刑法等一部改正法等」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例第２２条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の伊勢崎市職員退職手当支給条例第１３条第１項及び第５項、第１４条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１７条第３項及び第４項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２６日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第4号

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第12項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した伊勢崎市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

伊勢崎市学校給食センター事業費特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 5 号

伊勢崎市学校給食センター事業費特別会計条例を廃止する条例

伊勢崎市学校給食センター事業費特別会計条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 53 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の伊勢崎市学校給食センター事業費特別会計条例による伊勢崎市学校給食センター事業費特別会計（以下「廃止会計」という。）に帰属していた資産、債権及び債務は、令和 7 年度以後の伊勢崎市一般会計が引き継ぐものとする。

3 廃止会計に係る令和 6 年度の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 6 号

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市市税条例の一部改正）

第 1 条 伊勢崎市市税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

（伊勢崎市都市計画税条例の一部改正）

第 2 条 伊勢崎市都市計画税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

（伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年伊勢崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表1の項中「特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 7 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 8」を「別表第 9」に改める。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料

別表第 3 の 1 建築物に関する確認申請手数料等の部 1 の項中

「

3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	1 5 , 0 0 0 円
1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの	2 2 , 0 0 0 円
2 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの	3 5 , 0 0 0 円

を

」

「

3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	1 6 , 0 0 0 円
1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの	2 6 , 0 0 0 円
2 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの	4 0 , 0 0 0 円

に

」

改め、同部 2 の項(2)中「3 (2)」を「4 (2)」に改め、同部 3 の項中「1 の」を「1 及び 3 の」に改め、同項を同部 4 の項とし、同部 2 の項の次に次の 1 項を加える。

- 3 法第 6 条第 1 項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土

交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合(同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。)においては、1の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額(当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の2分の1に相当する額を合計した額)の手数料を納付しなければならない。

建築物	特定建築行為に係る部分の床面積 の合計	金額
1戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	13,000円
1戸建ての住宅以外の住宅	300平方メートル未満のもの	22,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	54,000円
	5,000平方メートル以上のもの	71,000円

別表第3の3建築物に関する中間検査申請手数料等の部1の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表の4建築物に関する完了検査申請手数料等の部1の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	39,000円

を

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	26,000円
----------------------------	---------

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	40,000円
----------------------------	---------

に

」

改め、同部2の項中「第18条第21項」を「第18条第30項」に、

「

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	23,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	38,000円

を

」

「

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	25,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	39,000円

に

」

改め、同部4の項中「1の」を「1又は2及び4の」に改め、同項を同部5の項とし、同部3の項の次に次の1項を加える。

- 4 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、1又は2の手数料のほか、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	3,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	5,000円

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	8,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	13,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	29,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	47,000円
50,000平方メートルを超えるもの	92,000円

別表第3の6許可申請等手数料の部の表1の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表9の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表に次のように加える。

47 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定により移転の認定を申請する者	27,000円
---	---------

別表第8を次のように改める。

別表第8（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、当該区分に定める額を合算した額）の手数料を納付しなければならない。
 - (1) 1戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が

次の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イただし書及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下「性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イただし書及びロ(2)に規定する基準（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
200平方メートル未満	33,000円	23,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	26,000円	19,000円	5,000円

(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積（省令第4条第3項第2号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。(5)ア、4の項(2)及び(4)ア並びに5の項(2)及び(4)アにおいて同じ。）の合計が次の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
300平方メートル未満	65,000円	47,000円	31,000円	9,000円
300平方メートル以上	108,000円	79,000円	54,000円	19,000円

ル以上 2, 000 平方メートル未満	00円	円	0円	0円
2, 000平方メ ートル以上 5, 0 00平方メートル 未満	183, 0 00円	138, 00 0円	97, 00 0円	42, 00 0円
5, 000平方メ ートル以上	262, 0 00円	201, 00 0円	146, 0 00円	75, 00 0円

- (3) 非住宅建築物（住宅以外の建築物をいう。以下同じ。）（当該建築物の全部を工場等（工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）の用途に供する場合を除く。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	212, 00 0円	82, 00 0円	9, 000 円
300平方メートル以上 1, 0 00平方メートル未満	265, 00 0円	104, 0 00円	16, 00 0円
1, 000平方メートル以上 2 , 000平方メートル未満	341, 00 0円	136, 0 00円	25, 00 0円
2, 000平方メートル以上 5 , 000平方メートル未満	487, 00 0円	220, 0 00円	75, 00 0円
5, 000平方メートル以上 1	599, 00	286, 0	118, 0

0, 000平方メートル未満	0円	00円	00円
10, 000平方メートル以上	708, 00	345, 0	149, 0
25, 000平方メートル未満	0円	00円	00円
25, 000平方メートル以上	808, 00	403, 0	186, 0
	0円	00円	00円

- (4) 非住宅建築物（当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル未満	21, 00 0円	17, 00 0円
300平方メートル以上1, 000平方メートル未満	30, 00 0円	26, 00 0円
1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満	40, 00 0円	35, 00 0円
2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満	95, 00 0円	89, 00 0円
5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満	140, 0 00円	133, 0 00円
10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満	173, 0 00円	166, 0 00円
25, 000平方メートル以上	214, 0 00円	205, 0 00円

- (5) 複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び住宅部分以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。）次のアの区分に

応じ定める額に、イ又はウの区分に応じ定める額を加算した額

ア 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が(2)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途を供する場合を除く。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が(3)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が(4)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあつては、同項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、1の項の規定により算出した額の2分の1に相当する額の手数料を納付しなければならない。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項に

規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）について、同項の規定による認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 1戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が1の項(1)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下「誘導性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用されるものにおいて同表の第4欄に掲げる額
- (2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が1の項(2)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにおいて同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにおいて同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにおいて同表の第4欄に掲げる額
- (3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が1の項(3)の表の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額
- (4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が 1 の項(2)の表の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第 2 欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第 3 欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第 4 欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が 1 の項(3)の表の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第 2 欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第 3 欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

5 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 1 戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が 1 の項(1)の表の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 5 欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が 1 の項(2)の表の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 5 欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が 1 の項(3)の表の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 4 欄に掲げる

額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が 1 の項(2)の表の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 5 欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が 1 の項(3)の表の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 4 欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

6 消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による変更の認定の申請をする者は、4 の項又は前項の規定により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては、4 の項又は前項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前 3 項に規定する申請をする者は、前 3 項に定める額の手数料のほか、同条第 3 項に規定する他の建築物について前 3 項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

8 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項（同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う者は、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項（これらの規定を同法第 87 条の 4 において準用する場合を含

む。)の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、4の項から前項までの規定により納付すべき手数料のほか、別表第3の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第9（第2条関係） 宅地造成及び特定盛土等規制法関係

手数料を徴収する事項	手数料の金額
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査	次に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、当該区分に定める額 1 3,000平方メートル以内の場合 3,700円 2 3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 5,600円 3 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 9,400円 4 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 16,000円 5 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 28,000円

	6 1 0 0 , 0 0 0 平方メ ートルを超える場合 3 9 , 0 0 0 円
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定、第 4 条第 1 項に 1 号を加える改正規定及び別表第 8 の次に 1 表を加える改正規定は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢崎市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 8 号

伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例

伊勢崎市公民館条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 伊勢崎市豊受公民館の項中「馬見塚町 1 2 9 6 番地」を「馬見塚町 1 2 9 7 番地 1」に改める。

別表第 2 豊受公民館の部を次のように改める。

豊受公 民館	第 1 研修室	2 2 0 円	3 2 0 円	5 4 0 円	1 , 1 0 0 円
	第 2 研修室	2 2 0 円	3 2 0 円	5 4 0 円	1 , 1 0 0 円
	大会議室	2 2 0 円	3 2 0 円	5 4 0 円	1 , 1 0 0 円
	小会議室	2 2 0 円	3 2 0 円	5 4 0 円	1 , 1 0 0 円
	第 1 和室	2 2 0 円	3 2 0 円	5 4 0 円	1 , 1 0 0 円
	第 2 和室	2 2 0 円	3 2 0 円	5 4 0 円	1 , 1 0 0 円
	料理実習室	2 2 0 円	3 2 0 円	5 4 0 円	1 , 1 0 0 円
	工作室	2 2 0 円	3 2 0 円	5 4 0 円	1 , 1 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市 長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 9 号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年伊勢崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 0 号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関
する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例（平成 2 7 年伊勢崎市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 （第 6 条関係）

区分	利用者負担の額（1 時間）
生活保護法による被保護世帯及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律による支援給付受給世 帯に属する子ども 1 人につき	0 円
上記以外の子ども 1 人につき	1 0 0 円

備考 この表の規定にかかわらず、里親等に委託されている子どもにおける
利用者負担の額は、0 円とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をこ

ここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 11 号

伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 20 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 21 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 22 条—第 25 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 26 条・第 27 条）

第 3 章 雑則（第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第 3 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第 4 条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう

に勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性

と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第 1 1 条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 1 2 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第 1 3 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第 1 4 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第 1 5 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるととも

に、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第 17 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第 18 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第 19 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 乳児等通園支援事業者は、職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、

必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第 20 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第 21 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳

以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 2 号

伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業・小規模企業、経済団体、大企業、金融機関及び教育機関の役割並びに市民の理解及び協力について明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 経済団体 中小企業・小規模企業に対する支援を行い、地域経済の振興を図ることを目的とする団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用組合その他の市内で金融業を行う事業

者及び群馬県信用保証協会をいう。

(5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する機関であって、市内に所在するものをいう。

(6) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、又は在学する者をいう。
（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力により、経営の革新及び技術力の向上を促進すること。

(2) 中小企業・小規模企業が地域経済の振興、雇用の創出等に寄与し、地域社会の活性化に貢献すること。

(3) 中小企業・小規模企業が伝統的に継承された産品、製法、自然、歴史、文化その他の多様な地域資源を有効活用すること。

(4) 市、中小企業・小規模企業、経済団体、大企業、金融機関、教育機関及び市民のそれぞれが主体となり、互いに連携し、及び協力して中小企業・小規模企業を支えること。

（市の責務）

第4条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、中小企業・小規模企業に対する支援を行うものとする。

2 市は、国、県、中小企業・小規模企業、経済団体、大企業、金融機関、教育機関及び市民との連携を積極的に図るものとする。

3 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について情報発信を行うものとする。

（中小企業・小規模企業の役割）

第5条 中小企業・小規模企業は、社会経済情勢の変化に適応し持続的な成長及び発展を遂げるため、自主的に経営の革新及び技術力の向上に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、地域雇用の創出、人材の育成及び労働環境の整備を推進するよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、多様な地域資源を有効活用した事業活動に努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第6条 経済団体は、中小企業・小規模企業が行う経営の革新及び技術力の向上に関する取組並びに起業を希望する者に対して、積極的に支援するよう努めるものとする。

2 経済団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第7条 大企業は、中小企業・小規模企業が地域雇用を支え、地域社会の形成、維持等に寄与していることについて、その役割の重要性の認識に努めるものとする。

2 大企業は、中小企業・小規模企業との適正な取引に努めるものとする。

3 大企業は、事業活動に当たっては、市及び中小企業・小規模企業との連携に努めるものとする。

4 大企業は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第8条 金融機関は、中小企業・小規模企業に対し、円滑な資金の供給、経営の革新、起業、事業承継及び新産業の創出への支援を通じて、地域経済の持続的な発展に努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第9条 教育機関は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性について、学生等の理解が進むよう努めるものとする。

2 教育機関は、教育活動を通じて勤労観及び職業観の形成に努めるものとする。

る。

- 3 教育機関は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、中小企業・小規模企業が取り扱う商品又は提供するサービスを積極的に利用し、中小企業・小規模企業の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

（基本的施策）

第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営の革新を促進すること。
- (2) 起業及び円滑な事業承継を促進すること。
- (3) 新商品、新技術等の開発及び販路拡大を促進すること。
- (4) 多様な人材が働きやすい労働環境の整備を促進すること。
- (5) 災害時等における事業継続を支援すること。
- (6) 情報通信技術の活用を支援すること。
- (7) 中小企業・小規模企業の円滑な資金調達を促進すること。
- (8) 次代を担う若者の勤労観及び職業観の形成を促進すること。
- (9) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策について必要な広報活動及び啓発活動を行うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（財政上の措置）

第12条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（小規模企業の特性に応じた配慮）

第13条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たって

は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業（法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）の特性に応じて配慮するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資

格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年伊勢崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に 1 号を加える改正規定並びに第 4 条第 2 号及び第 4 号から第 6 号までを改め、同条に 2 号を加える改正規定中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 5 号

伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 9 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 2 条第 3 項中「週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間」を「午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 1 6 条第 2 項中「（配偶者）の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 2 3 条中「、第 6 条」を削る。

（伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改

正する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第6条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）第3条第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度の心身障害者」とあるのは

「(5) 重度の心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同

とする。

様の事情にある者を含む。）」

伊勢崎市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第16号

伊勢崎市公共下水道条例の一部を改正する条例

伊勢崎市公共下水道条例（平成17年伊勢崎市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「公共下水道」の次に「、流域下水道」を加え、「、排水区域」を削る。

第 8 条第 2 項第 2 号中「専属する」を「選任する」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第 3 項第 1 号中「エ」を「オ」に改め、同項第 2 号中「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加え、同項第 4 号中「専属する」を「選任する」に改め、「住民票」の次に「、在留カード又は特別永住者証明書」を加え、同項第 5 号中「専属することとなる責任技術者が」を「選任することとなる責任技術者が」に改め、同号イ中「に専属する」を「が選任する」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「が 1 人以上専属している者である」を「を選任している」に改め、同項第 5 号オ中「ウ」を「エ」に改める。

第 10 条の見出し中「専属」を「選任」に改め、同条第 1 項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、群馬県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 11 条中「に専属する」を「が選任する」に改める。

第 16 条第 1 項第 7 号中「専属する」を「選任する」に改める。

第 17 条第 3 項第 1 号中「条例第 7 号」の次に「。以下「県条例」という。」を加える。

第 18 条第 1 項第 11 号中「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」を「県条例」に改め、「公共下水道」の次に「（当該公共下水道が法第 6 条第 5 号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）」を加え、「第 4 号」を「第 5 号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 7 号

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和元年伊勢崎市条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 0 条第 1 項中「同居していた配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同条第 3 項中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改める。

第 1 6 条第 3 項中「週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間」を「午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 2 8 条中「、第 8 条」を削る。

(伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年伊勢崎市条例第 4 6 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「、第 8 条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。」と、同条第 2 項中「(5) 重度の心身障害者」とあるのは「(5) 重度の心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。